

長久手市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

利用の手引き

1 長久手市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症等の症状が見られる方やご家族が安心して生活できることを目的に、認知症等の症状が見られる方が、日常生活で他人にケガを負わせる、他人の財産を壊す、事故を起こすなど日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、市が契約者となり個人賠償責任保険に加入する事業です。

2 被保険者（本事業を利用できる人）

長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業（※）への登録があり、本事業の利用を希望した人とします。本事業のみの利用はできません。

また、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 介護保険料を滞納していないこと。
- ② 本市に住民票を有していること。
- ③ 市内にて在宅で生活しており、下記の内容にすべて当てはまること。
 - 市内にて在宅を本拠として、生活をしている。
 - 介護保険法に規定する施設（例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等）、老人福祉法に規定された養護老人ホーム、その他なんらかの施設等（住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）等を含む。）を利用中ではない。
 - 病院へ入院中ではない。
（事業利用が決定した後の入院については、この限りではありません。短期入院をする場合、利用者登録は継続できます。90日以上入院する場合には、保険の利用を停止しますので、ご了承ください。）
- ④ 「認知症の診断を受けている」又は「介護認定における主治医意見書もしくは介護認定調査員の調査結果で、認知症高齢者日常生活自立度がⅡa以上」である人。

※長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業とは、市内在住の高齢者が行方不明になった場合に備えて、行方不明になるおそれのある方の情報を、事前に登録するものです。登録者が行方不明になってしまった場合、メール配信等を行い、早期発見に繋がります。



3 補償の対象となる事例

- 他人にケガをさせてしまった。
- 他人の財物を壊してしまった。
- 誤って線路に立ち入り、電車を止めてしまった。など

※全ての事故が対象となるわけではありません。



4 補償金額

最大1億円（自己負担はありません。）

対象範囲は、国内のみです。

5 保険料

無料（市が契約者となり保険料を負担します。）

6 保険適用期間

申請が承認された日～令和4年9月30日まで

※一年に一度、居住状況等を確認させていただく予定です。条件を満たせば、継続して利用することができます。

7 利用申込先

長久手市役所福祉部長寿課（市役所本庁舎1階⑤番窓口）

（電話：0561-56-0639）

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

※土日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

8 利用の流れ

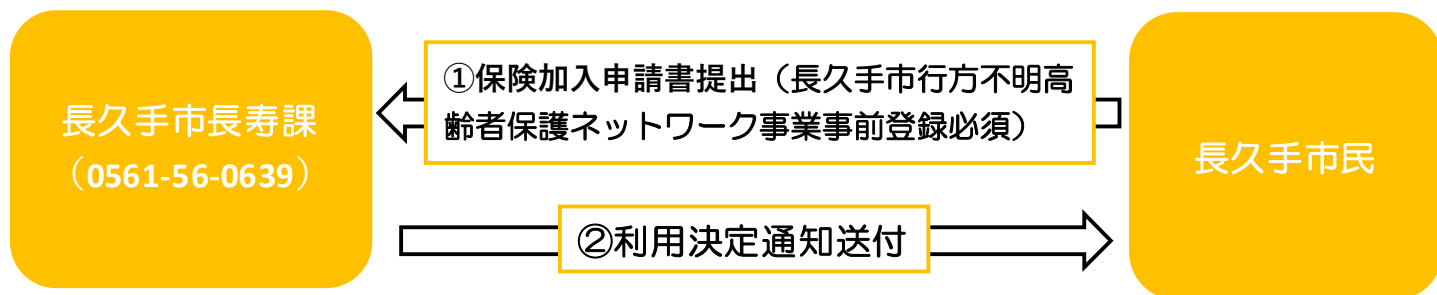
(1) 利用登録

ア 保険を利用するには、長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業への事前登録が必須となります。「行方不明高齢者保護ネットワーク事業登録票」を提出してください。（保険との同時加入も可。）

イ 「長久手市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書」を市長寿課に提出してください。（①）

ウ 市長寿課が、利用者認定要件の確認を行い、「長久手市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業加入申請結果通知書」を発送します。（保険の利用が決定した場合に

は、「保険加入可」と記載した通知をお送りします。）（②）



(2) 利用決定後について

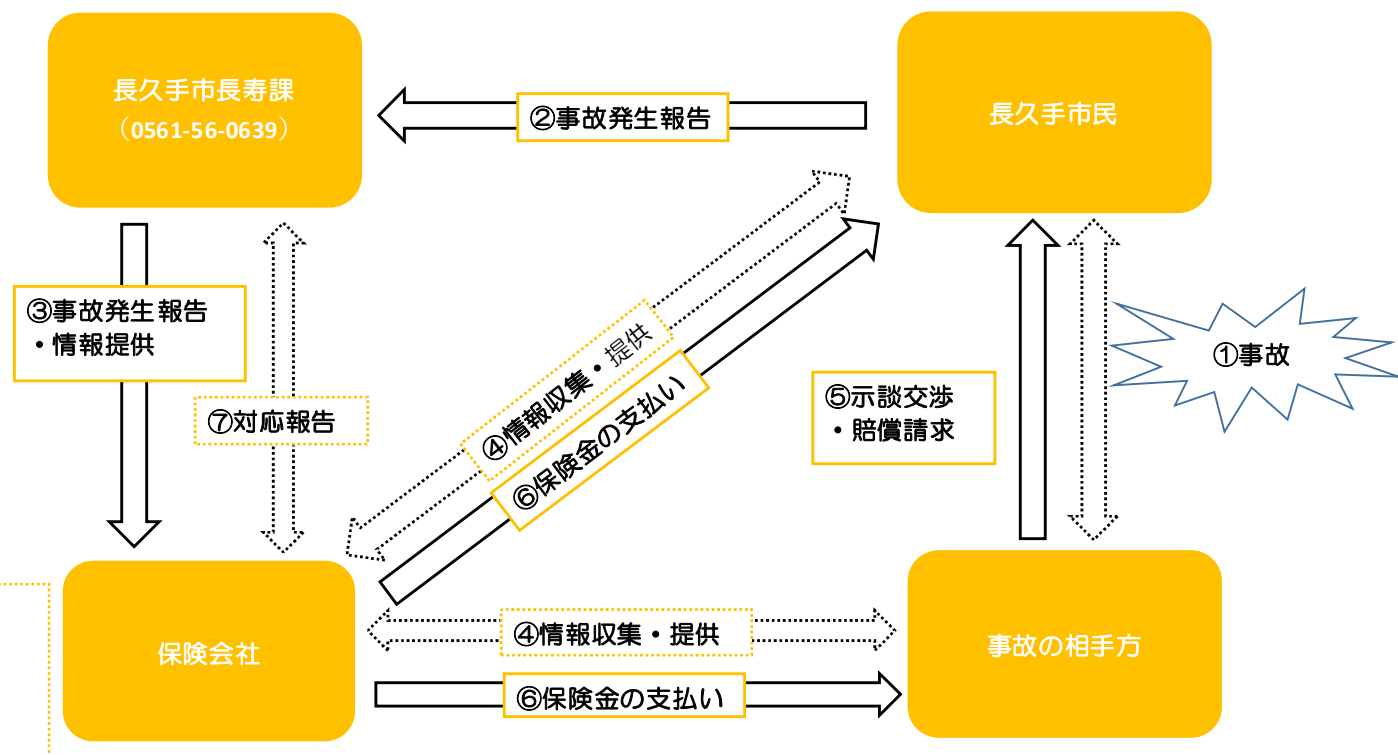
申請時から、住所、居住状況等が変わった場合には、速やかに「長久手市認知症 高齢者等個人賠償責任保険登録情報変更・登録廃止届」を市長寿課へ提出してください。（条件を満たさなくなった場合、利用中止となることがあります。）

(3) 事故が起きた場合について

ア もし、事故が発生したら、速やかに長寿課へ連絡してください。

（電話：0561-56-0639）直接保険会社へ連絡しないでください。

イ 事故が補償の対象となるかは、保険会社の調査により決定します。調査への御協力をお願いします。（④）



【令和3年10月作成】

問合せ先

長久手市福祉部長寿課地域支援係

電話 0561-56-0639

FAX 0561-63-2940